

くは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

- 3 対象金融機関等が第一項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣（当該承継金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

- 4 前三項の規定は、第一百二十六条の二十二第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子法人等（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。

以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「特定対象子法人等」という。）のうち、経営健全化計画（第百二十六条の二十二第五項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したもの）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第百二十六条の二十二第六項の決定に従い特定株式等の引受け等を行つた金融機関等に係る取得特定株式等又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併」と、「対象金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は」とあるのは「特定対象子法人等（第四項に規定する特定対象子法人等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち経営健全化計画を実施しているものが」と、第二項第一号中「組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営健全化計画（第百二十六条の二十二第五項又は次項の規定により提出したもの）」とあるのは「当該経営健全化計画を当該特定対象子法人等と連名で提出した金融機関等が、当該特定対象子法人等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画」と、「承

「継金融機関等」という。）であることとあるのは「承継子法人等」という。）を金融機関等子法人等とする金融機関等であること」と、同項第二号中「対象金融機関等（承継金融機関等）」とあるのは「特定対象子法人等のうち経営健全化計画を実施しているもの（承継子法人等）」と、前項中「経営の合理化のための方策」とあるのは「前項第一号の経営健全化計画を連名で提出した金融機関等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいい、この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の金融機関等又は第八項において準用する前条第一項の認可を受けた場合における第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「組織再編成後金融機関等」という。）を含む。次項において同じ。）は、組織再編成を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該特定金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組

合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）の認可を受けなければならぬ。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該特定金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等を金融機関等子法人等とする他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 組織再編成により当該特定金融機関等（前号に規定する他の金融機関等を含む。）による当該特定金融機関等に係る対象子法人等の経営管理が阻害されないこと。

三 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

四 その他政令で定める要件

7 対象金融機関等以外の特定金融機関等（前条第一項の金融機関等であつて、機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者であるものをいう。）又は組織再編成後金融

機関等が第五項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の金融機関等があるときは、当該特定金融機関等又は組織再編成後金融機関等に係る特定対象子法人等は、その実施している経営健全化計画（第四項に規定する経営健全化計画をいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の金融機関等における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の金融機関等と連名で、内閣総理大臣（当該特定対象子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

8 第百二十六条の二十四第一項の規定は内閣総理大臣（経営健全化計画を提出した金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）が第三項（第四項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により提

出を受けた経営健全化計画について、同条第二項の規定はこれらの経営健全化計画を提出した金融機関等（これらの経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。）について、前条の規定は承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第一百二十六条の二十二第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同条第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等（次条第四項に規定する承継子法人等を含む。）」とあるのは、「次条第四項に規定する特定対象子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取得特定株式等又は取得特定貸付債権の処分）

第一百二十六条の二十七 機構は、取得特定株式等又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行うときは、内閣総理大臣及び財務大臣（当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及

び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務

者が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣

並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特定資金援助の申込み）

第百二十六条の二十八 特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等（以下「特定破綻金融機関等」という。）でない者（以下「特定救済金融機関等」という。）又は特定合併等を行う特定持株会社等（銀行持株会社等、保険業法第二百四十二条第二項に規定する保険持株会社等（同項第二号及び第四号に掲げるものを除く。）又は指定親会社をいう。以下同じ。）で特定破綻金融機関等でない者（以下「特定救済持株会社等」という。）は、機構が、特定合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「特定資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 金銭の贈与

二 資金の貸付け又は預入れ

三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債務の引受け

六 特定優先株式等の引受け等

七 損害担保

2 前項の「特定合併等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特定破綻金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
- 二 特定破綻金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
- 三 事業譲渡等で特定破綻金融機関等がその事業を他の金融機関等に譲渡するもの
- 四 特定破綻金融機関等の債務の全部又は一部の他の金融機関等による引受け（事業譲渡等に伴うものを除く。以下「特定債務引受け」という。）

五 株式会社である特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該

特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 特定破綻金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関等に承継させるもの

七 特定破綻金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3 第一項第六号の「特定優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の引受け等、特定劣後特約付社債の引受け、特定劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関及び銀行持株会社等以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付け、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資の引受け又は基金の拠出をいう。

4 特定資金援助のうち第二項第一号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割を援助するために行

うものは、特定救済金融機関等又は当該合併により設立される金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等に対して行うものとし、当該合併又は当該新設分割を行う者のうちに二以上の特定救済金融機関等がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等の連名で行うものとする。

5 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、特定合併等（第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）に係る特定破綻金融機関等の資産又は次の各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る特定資金援助のうちに特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産の買取りが含まれているときは、当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等は、当該特定破綻金融機関等と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

四 第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五 第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 第二項第七号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

6 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

7 第一項又は第五項の規定による申込みを行つた金融機関等及び特定持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大臣、財務大臣及

び経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

8 機構は、第一項又は第五項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、当該申込みを行つた金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合は、この限りでない。

9 委員会は、第一項若しくは第五項又は第一百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項に規定する申込みに係る特定資金援助について第一百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるとときは、当該特定資金援助を行う旨の決議をすることができる。

（特定適格性認定）

第一百二十六条の二十九 前条第一項の規定又は第一百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みに係る特定合併等については、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等は、これ

らの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資すること。

二 機構による特定資金援助が行われることが、当該特定合併等を行うために不可欠であること。

三 当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等が当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等から当該特定合併等により承継し、又は引き受ける業務又は債務（当該特定合併等が前条第二項第五号に掲げる株式の取得である場合にあつては、当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の業務又は債務）について、特定合併等が行われることなく、当該特定破綻金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混

乱を生じさせるおそれがあること。

4 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等に対し第一項の認定を行うときは厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ得なければならぬ。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る者のうち、いづれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならぬ。

7 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

8 特定破綻金融機関等の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社又は保険業法第二百七十七条の十八第一項に規定する保険会社を子会社とする持株会社となる場合には、内閣総理大臣は、当該会社について銀行法第五十二条の十七第

一項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は保険業法第二百七十七条の十八第一項の認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

(特定合併等のあつせん)

第一百二十六条の三十 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、特定破綻金融機関等の業務又は債務が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定破綻金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定破綻金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定合併等（第一百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定合併等が行われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

(資金援助に関する規定の準用)

第一百二十六条の三十一 第五十九条の二の規定は特定合併等（第一百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務

引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行なう特定救済金融機関等について、第六十条の規定は内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等を援助するものについて、第六十二条（第一項を除く。）の規定は前条のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）の規定は第一百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又はこの条において準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込みについて、第六十四条の二の規定は第一百二十六条の二十八第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第一百二十六条の二十九第一項の認定又は前条のあつせん（以下「特定適格性認定等」という。）を受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定適格性認定等を受けた特定救済金融機関等について、第六十八条の規定は特定適格性認定等に係る特定合併等のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が特定優先株式等の引受け等（第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行なった特定救済金融

機関等又は特定救済持株会社等（この条において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の二第二項に規定する会社及びこの条において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの条において準用する第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第一項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第一百二十六条の二十八第七項」と、「破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十条第一項中「合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等」とあるのは「特定合併等（第一百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）に係る第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等（特定破綻金融機関等を除く。）又は当該特定合併等に係る第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等（特定破綻金融機関等を除く。）」と、同条第二項中「金融機関」とあるのは「金融機関等（第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同

じ。)」と、第六十二条第二項中「銀行持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第一百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第一百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第一百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く）とあるのは「特定救済金融機関等（同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定救済持株会社等（同項に規定する特定救済持株会社等をいう）と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」

とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等」（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第一百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」と

あるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合

中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第

三号に掲げるものに限る。)」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」のあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(追加的特定資金援助)

第一百二十六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定合併等の後、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等若しくは特定救済持株会社等又は当該特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等から追加の特定資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行つた金融機関等又は特定持株会社等に対する追加の特定資金援助（第四項及び第五項において「追加的特定資金援助」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、特定合併等（第一百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義

務の一部を他の金融機関等に承継せるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）に係る特定破綻金融機関等の資産又は次の各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る特定資金援助のうちに特定合併等（同条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関する有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継せるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継せるものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る特定破綻金融機関等の資産の買取りが含まれているときは、当該特定合併等に係る特定救済金融機関等は、当該特定破綻金融機関等と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第百二十六条の二十八第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。）

- 二 第百二十六条の二十八第二項第一号に掲げる合併 当該合併により設立された金融機関等の資産
(当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。)
- 三 第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資産で当該事業
譲渡等により譲り受けたもの
- 四 第百二十六条の二十八第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資
産
- 五 第百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分
割により承継したもの
- 六 第百二十六条の二十八第二項第七号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立された金融機関等
の資産 (当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。)
- 3 第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に
定める資産である貸付債権について行うものとする。
- 4 第五十九条の一の規定は特定資金援助に係る特定合併等を行つた特定救済金融機関等について、第六

十四条（第二項を除く。）、第六十四条の二並びに第一百二十六条の二十八第七項及び第八項の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第六十七条及び第六十八条の規定は追加的特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行つた特定救済金融機関等、特定救済持株会社等又は特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等（機構が特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助を行い、かつ、現に当該特定資金援助に係る取得特定優先株式等（この項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条の二第一項中「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは「特定破綻金融機関等（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下同じ。）の債権者その他の利害関係人の間の衡平」と、同条第三項中「前条第六項」とあるのは「第一百二

十六条の「十八第七項」と、「破綻金融機関について、同条第七項」とあるのは「特定破綻金融機関等について、同条第八項」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助（第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定合併等（第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定合併等」と、同条第四項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定持株会社等（第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。

以下この条において同じ。)」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）」その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第一百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「第一百二十六条の二十八第二項

第四号に規定する特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的特定資金援助」と、第六十八条の二第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第二号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

5 委員会は、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五十九条の二第一項に規定する申込みに係る追加的特定資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該追加的特定資金援助が特定破綻金融機関等の財務の状況に照らし当該追加的特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該追加的特定資金援助を行ふ旨の決議をすることができる。

(特定適格性認定等に係る特定合併等に対する破産法等の規定の適用関係)

第一百二十六条の三十三 破産法第七十八条及び第九十三条、民事再生法第四十一条、第四十二条、第五十四条第二項及び第四項、第六十六条並びに第八十一条、会社更生法第三十二条、第三十五条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十二条、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十三条、第二十五条（第一項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第四十五条、第一百八十八条、第一百九十条（第一項を除く。）、第一百九十七条、第一百九十八条及び第二百十一条、会社法第五百二十七条第一項、第五百三十五条、第五百三十六条及び第八百九十六条並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する

る法律第三十一条、第三十四条、第三十五条、第五十三条及び第五十五条第一項の規定は、特定適格性認定等に係る特定合併等については、適用しない。

(特定承継金融機関等の設立の決定)

第一百二十六条の三十四 内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の債務等承継（特定承継金融機関等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割（以下「特定事業譲受け等」という。）により債務等（特定事業譲受け等に係る業務又は債務をいう。以下同じ。）を引き継ぎ、かつ、債務等の弁済等（その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。）を円滑に行うこと）のため特定承継金融機関等を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行う特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の決定

二 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うべき旨の決定

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うこと

ができる。

3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定承継銀行 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うこととする銀行であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

二 特定承継保険会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（保険会社又は外国保険会社等に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うこととする目的とする保険会社であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

三 特定承継金融商品取引業者 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等（金融商品取引業者に限る。）の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うこととする金融商品取引業者であつて、機構の子会社として設立されたものをいう。

四 特定承継会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とする株式会社であつて、機構の子会社として設立さ

れたもの（特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継金融商品取引業者を除く。）をいう。

五 特定承継金融機関等 特定承継銀行、特定承継保険会社、特定承継金融商品取引業者又は特定承継会社をいう。

4 特定承継会社は、第一百二十六条の二十八、第一百二十六条の三十、第一百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二、第六十条、第六十二条（第一項を除く。）及び第六十四条（第二項を除く。）から第六十八条の二まで、第一百二十六条の三十二（第四項を除く。）、同項において準用する第五十九条の二、第六十四条（第二項を除く。）、第六十四条の二、第六十七条から第六十八条の三まで並びに第一百二十六条の二十八第七項及び第八項並びに第一百三十三条の一の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、金融機関等とみなす。

（特定承継金融機関等の設立等）

第一百二十六条の三十五 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定がなされたときは、当該決定に係る出資の内容について委員会の議決を経て、特定承継金融機関等となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起となつた株式会社を子会社として設立するための出

資をしなければならない。

- 2 機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対する出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

- 3 機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(特定承継金融機関等の経営管理)

- 第一百二十六条の三十六 機構は、特定承継金融機関等が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

- 一 第百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等を行うこと。

- 二 債務等の弁済等その他の業務（預金等の受払事務、資金の貸付け並びに保険業法第二百六十条第十項に規定する保険契約の管理及び処分を含む。次項第二号において同じ。）の実施に際しては、同項

に規定する指針に従うこと。

- 2 機構は、特定承継金融機関等の債務等の弁済等についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、債務等の弁済等を円滑に行うという特定承継金融機関等の目的を踏まえ、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避しつつ特定承継金融機関等の円滑な債務等の弁済等を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、特定承継金融機関等が債務等その他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことの内容として含むものであること。

3 機構は、特定承継金融機関等に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

(承継銀行に関する規定の準用)

第一百二十六条の三十七 第九十五条から第一百条まで及び第二百三十五条（第一項を除く。）の規定は、特定承継金融機関等について準用する。この場合において、第九十五条中「第九十三条第二項の規定による確認がされた」とあるのは「第一百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等に係る」と、第

九十六条第一項中「業務」とあるのは「債務等（第二百二十六条の三十四第一項に規定する債務等をいう。）」と、「被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」とあるのは「特別監視金融機関等（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。）に対する特別監視指定（同項に規定する特別監視指定をいう。）」と、第九十七条第一項中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」と、第二百三十五条第二項及び第三項中「権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）」とあるのは「権利」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）

第二百二十六条の三十八 特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第二百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併
- 二 特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併
- 三 特定承継金融機関等がその事業の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの
- 四 特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの
- 五 特定承継金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させるもの
- 六 特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合に

あつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

四 前項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前

に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十六条の二十八第四項中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第百二十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替え

は、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第百二十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、特定承継金融機関等の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定承継金融機関等及び他の金融機関等又は当該特定承継金融機関等及び特定持株会社等に対し、書面により、特定再承継（第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該特定承継金融機関等が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行いうために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三

の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第六十二条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「第六十二条の三十八第五項において準用する第六十二条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「特定承継金融機関等（第六十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第六十二条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げる

ものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継（第二百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く）とあるのは「特定再承継金融機関等（第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう」と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又是労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優

先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等」とあるのは「引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）」その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等（優先株式等、第一百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け（第一百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。）」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移

「転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるの

は「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「商工組合子法人等」と、第六十八条の二中「発行救済金融機関等」とあるのは「発行特定再承継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行特定再承継金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行特定再承継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三

項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定負担金の納付等)

第一百二十六条の三十九 金融機関等は、第一百二十三条第四項（第一百二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務（特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金（以下「特定負担金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の公告がされたときは、金融機関等は、当該公告において定められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。この場合において、金融機関等は、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親会社がある場合にはこれらの者を通じて、当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社又は指定親

会社がない場合であつて当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等がある場合には当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定める者を通じて、当該書類を提出して、特定負担金を納付するものとする。

3 第一項の特定負担金の額は、各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第一百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 納付金融機関（銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、保険持株会社若しくは指定親会社又は金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち第二項の内閣府令・財務省令で定める者をいう。以下この項において同じ。）及び当該納付金融機関の子会社その他納付金融機関がその経営を支配している法人として内閣府令・財務省令で定めるもの（以下この項において「納付金融機関等」という。）の第一項の特定負担金の額は、前項の規定にかかわらず、納付金融機関等に該当する各金融機関等につき、当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における当該納付金融機関

等につき内閣府令・財務省令で定めるところにより連結して記載した貸借対照表その他の内閣府令・財務省令で定める書類上の負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額（以下この項において「連結負債合計額」という。）に、当該各金融機関等の負債の額が連結負債合計額に占める割合として内閣府令・財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を十二で除し、これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、第一百二十三条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

5 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、第一項の特定負担金について準用する。この場合において、第五十条第二項中「金融機関の」とあるのは「金融機関等（第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「適格性の認定等が」とあるのは「適格性の認定等又は第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等が」と、「破綻金融機関」とあるのは「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定破綻金融機関等」と、同項第三号中「管理を命ずる処分が」とあるのは「管理を命ずる処分又は第一百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分が」と、「被管理金融機関」とあるのは「被管理金融機関又は当

該特定管理を命ずる処分に係る金融機関等」と、第五十二条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十七条の二中「前条」を「第一百二十七条」に改め、同条を第一百二十七条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する破産法等の特例)

第一百二十七条の四 破産手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）の決定、更生手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）の決定又は再生手続開始（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）の決定があつた金融機関等に対し第一百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第一百条第一項、会社更生法第四十七条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十四条及び第一百九十九条において準用する場合を含む。）及び民事再生法第八十五条第一項の規定にかかる

らず、裁判所は、破産管財人、更生手続における管財人又は同法第二条第二号に規定する再生債務者等の申立てにより、第一百二十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済その他これを消滅させる行為（以下この条において「弁済」という。）を許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるとときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例）

第一百二十七条の五 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、特別清算開始の命令若しくは会社法

第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条

第一項若しくは保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し第二百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務」とあるのは「第二百二十七条の二第一項の規定によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務」と、同条第四項中「弁済を行う」とあるのは「弁済その他これを消滅させる行為（以下この条において「弁済」という。）を行う」と、同項及び同条第五項中「決済債務」とあるのは「債務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け）

第二百二十七条の二 機構は、次に掲げる者からその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申

込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

二 破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機

関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

四 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項若し

くは第一百八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機

関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八 特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。）、銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「、労働金庫連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と、同条第四項中

「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「第百一十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に對してされた貸付けは、当該金融機関等に係る破産手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続）、更生手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続）、再生手続（金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続）、又は特別清算手続（金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外國保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条（保険業法第二百十三条において準用する場合を含む。）、銀行法第五十一条又は保険業法第二百十二条の規定による清算手続）における機構以外の債権者との關係においては、当該各号に定める行為より前にされたものとみなす。

- 一 第一項第二号に掲げる特定破綻金融機関等 当該破産手続開始の決定
- 二 第一項第四号に掲げる特定破綻金融機関等 当該更生手続開始の決定
- 三 再生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等 当該再生手續開始の決定

四 第一項第八号に掲げる特定破綻金融機関等 当該特別清算開始の命令（金融機関等が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百十二条第一項の規定による清算の開始）

第一百二十八条の見出しを削り、同条の前に見出しがして「（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）」を付し、同条中「限る」を「限り、同項第二号から第八号までに掲げる者にあつては特定認定に係る金融機関等を除く」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百二十八条の二 機構は、次に掲げる者（第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始）、更生手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始）若しくは再生手続開始（同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始）の申立て又は特別清算開始の命令（同号に掲げる者が外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定によ

る清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法第二百十二条第一項の規定による清算の開始)があつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

- 一 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等
- 二 破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。)
- 三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。)
- 四 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。)
- 五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項若しくは第百八十七条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関

等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

六 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金融機関等（外国銀行支店を除く。）又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）

八 特別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。）、会社法第八百二十二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等（外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。）、銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国銀行支店に限る。）又は保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等（外国保険会社等に限る。）

2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三

項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十九条第一項中「第三章第四節」の下に「及び前章」を加え、「又は特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に改め、同条第三項及び第五項中「又は特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に改める。

第一百三十条第一項中「適格性の認定等」の下に「又は特定適格性認定等」を加える。

第一百三十二条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けを援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規

定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定事業譲渡等（第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転又は第一百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債務引受けをいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」という。）は、当該特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者（第六項において「移転債権者等」という。）の承諾を得ないでこれをすることができる。

第一百三十二条第一項中「含む。」の下に「並びに金融商品取引法第五十条の二第六項」を加え、「事業譲渡等」を「特定事業譲渡等」に改め、同条第三項中「事業譲渡等又は付保預金移転」を「特定事業譲渡等」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等」を加え、「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「異議のある債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を、「知れている債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、同条第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「救

「済金融機関」の下に「又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等」を、「方法」の下に「（外国会社、外国銀行支店又は外国保険会社等にあつては、会社法第九百三十九条第二項若しくは第四項、銀行法第四十九条の二第一項又は保険業法第二百十七条第一項若しくは第四項の規定による公告の方法。以下同じ。）」を加え、「同項の規定による各別の」を「第二項の規定による各別の」に改め、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第七項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、「（第一項に規定する）の下に「第五十九条第二項第三号に掲げる」を、「限る。」の下に「又は特定破綻金融機関等の債権者（第一項に規定する第二百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定破綻金融機関等の債務に係る債権者に限る。）」を加え、「当該債権者」を「当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者」に、「事業譲渡等又は付保預金移転により弁済を」を「特定事業譲渡等により弁済を」に改め、「救済金融機関」の下に「又は特定救済金融機関等」を加え、同条第八項中「規定する」の下に「第五十九条第二項第三号に掲げる」を、「限る。」の下に「又は特定救済金融機関等の債権者（第一項に規定する第二百二十六条の二十

八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定救済金融機関等の債務に係る債権者に限る。」を、「当該救済金融機関」の下に「又は特定救済金融機関等」を加え、同項(ただし書中「事業譲渡等又は付保預金移転が当該」を「特定事業譲渡等が当該救済金融機関の債権者又は当該特定救済金融機関等の」)に改める。

第一百三十二条第一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関又は特定破綻金融機関等」に改め、「決定」の下に「又は第一百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定」を、「救済金融機関」の下に「又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等」を加える。

第一百三十二条の二第一項及び第四項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関又は特定破綻金融機関等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(委託者の地位の移転手続の特例)

第一百三十二条の三 特定破綻金融機関等であつて信託の委託者である者が行う事業の譲渡を援助するための第一百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該特定破綻金融機関等は、信託法第一百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該特

定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条において「新委託者」という。）との間の当該事業の譲渡に係る契約をもつて当該信託（金融商品取引法第四十三条の二第二項の規定に基づき締結した信託契約に係る信託その他これに準ずるものとして政令で定める信託に限る。）に係る信託契約の委託者の地位を当該新委託者に移転することができる。

2 新委託者は、前項の規定により信託契約の委託者の地位が移転したときは、直ちに、当該移転に係る信託の受託者（以下この項及び第五項において「移転受託者」という。）又は受益者（第五項において「移転受益者」という。）であつて当該移転に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、移転受託者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、新委託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新委託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 移転受託者又は移転受益者が第二項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転受託者又は移

転受益者に係る信託契約の委託者の地位の移転は当該移転の時に遡つてその効力を失う。ただし、第三者的の権利を害することができない。

(振替手続の特例)

第一百三十二条の四 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）である者が行う事業の譲渡を援助するための第一百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が開設した加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条において同じ。）の口座（当該事業の譲渡により特定救済金融機関等が振替を行うこととなるものに限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなす。

2 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関である者が行う事業の譲渡を援助するための第一百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつた場合に

において、当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたときは、当該特定破綻金融機関等が社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）又は他の口座管理機関から開設を受けた口座（当該事業の譲渡により当該特定救済金融機関等又は当該特定救済金融機関等若しくはその下位機関（同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。）の加入者が権利を有するものを記載し、又は記録することとなる口座に限る。以下この項において同じ。）は、当該特定救済金融機関等が開設を受けた口座とみなす。

第一百三十三条の見出しを削り、同条の前に見出として「（根抵当権の譲渡に係る特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第一百三十三条の二 特定破綻金融機関等は、民法第三百九十八条の十二第一項の規定にかかわらず、事業の譲渡により譲渡される債権を担保する根抵当権（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「移転根抵当権」という。）に係る根抵当権設定者（以下この条において「移転根抵当権設定者」といいう。）の承諾を得ることなく、特定承継金融機関等（第一百二十六条の三十四第二項第五号に規定する特

定承継金融機関等をいう。第七項において同じ。）その他の金融機関等（以下この条において「承継金融機関等」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に移転根抵当権をその担保すべき債権（以下この条において「移転債権」という。）の全部とともに譲渡することができる。この場合には、同法第三百九十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該移転根抵当権設定者と当該承継金融機関等との間において、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合意があつたものとみなす。

2 前項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から二週間以内に、次に掲げる事項及びこれに対し異議のある移転根抵当権設定者は一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し、かつ、移転根抵当権設定者には、各別にこれを催告しなければならない。

- 一 当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当権が譲渡されたこと。
- 二 当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が移転債権を担保すべきものとされたこ

と。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の規定にかかわらず、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該特定破綻金融機関等及び承継金融機関等による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 第一項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、移転根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第二項に規定する期間を経過したときは、この限りでない。

6 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、移転根抵当権設定者に係る第一項の規定による移転根抵当権に係る事業の譲渡の時に確定したものとみなす。

7 前各項の規定は、特定承継金融機関等が他の金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合において

て、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百三十四条第一項中「前条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改め、「含む。」の下に「又は前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を、「おける根抵当権」の下に「又は移転根抵当権」を、「する根抵当権」の下に「又は移転根抵当権」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における移転根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて特定破綻金融機関等が同条第一項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならない。

第一百三十五条第一項中「第七十九条」の下に「（第一百二十六条の九において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百三十六条第一項中「又は労働金庫連合会」を「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」に改め、「株式会社商工組合中央金庫」の下に「又は商工組合子法人等」を加え、「金融機関（金融機関代理

業者を含む。）又は銀行持株会社等」を「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）又は特定持株会社等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次項、次条及び第一百三十九条第二項第二号において同じ。）又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者（金融機関代理業者等を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該金融機関等又は特定持株会社等の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第一百三十六条第三項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改める。

第一百三十七条第一項中「金融機関代理業者を含む。」を「金融機関代理業者等を含む。」又は特定持株会社等」に、「にあつては、事務所」を「又は相互会社にあつては事務所、外国保険会社等にあつては

保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等」に改め、同条第二項中「の子会社又は当該金融機関等」を「若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、「当該金融機関等」の下に「又は特定持株会社等」を加え、同条第五項中「金融機関等の子会社又は金融機関等」を「当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等」に改め、同条第六項に次の一号を加える。

四 前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当該業務に附帯する業務の円滑な実施を確保するために必要な金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分の状況

第一百三十七条の二の次に次の三条を加える。

(契約の解除等の効力)

第一百三十七条の三 内閣総理大臣は、第一百二一条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関又は金融機関等について、関連措置等（当該認定若しくは特定認定又は管理を命ずる処分、特別監視指定若しくは特定管理を命ずる処分その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が講じられ

たことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である金融機関又は金融機関等に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものであつて、金融市场その他の金融システムと関連性を有する取引のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれをお避するため必要な範囲において、事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間（以下この条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。

2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第二百八号）第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による決定を行つたときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び当該決定に係る関連措置等に係る金融機関又は金融機関等に通知しなければならない。

5 第一項の規定による決定が行われた契約については、破産法第五十八条（民事再生法第五十一条、会社更生法第六十三条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第三項及び第二百六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

6 第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。

（金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令等）

第一百三十七条の四 内閣総理大臣（この条に規定する命令に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とす

る。）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

（国際協力）

第一百三十七条の五 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならぬ。

第一百三十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「権限」の下に「（第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

一 第百二十六条第一項及び第一百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引法第二条第九項に規

定する金融商品取引業者、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等及び証券金融会社（次号において「金融商品取引業者等」という。）に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二 第百三十六条第二項及び第一百三十七条第二項の規定による権限（金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）

三 その他政令で定めるもの

3 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第一百三十九条に次の二項を加える。

5 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を

財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第一百三十九条の次に次の一条を加える。

(証券取引等監視委員会に対する不服申立て)

第一百三十九条の二 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができ
る。

第一百四十二条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百四十二条の二 特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するそ

の役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に關し特別監視代行者又は機構代理に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる特別監視代行者若しくは機構代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百四十二条中「前条第一項」を「第一百四十二条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に、「賄賂ろ」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百四十二条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第百二十六条の三第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第百二十六条の十七の規定による命令に違反したとき。

第一百四十四条中「第八十二条」の下に「(第一百二十六条の九及び第一百二十六条の十八において準用する

場合を含む。）」を加える。

第一百四十五条第一項中「破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役、」を「破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）、日本における代表者、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは」に、「監事若しくは支配人」を「支配人」に、「破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者）」を「破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限る。）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、当該特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融商品取引

業者等とする金融商品仲介業者（これらの人）に改め、同条第二項中「（金融機関代理業者）」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫法（株式会社商工組合中央金庫が当該被管理金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（これらの者）」に改め、「（第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「又は第八十一条第一項」を「又は同項」に改める。

第一百四十六条第一号中「及び第一百一条第七項」を「第一百一条第七項、第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十二第四項及び第一百二十六条の三十八第七項」に、「第一百条又は」を「第一百条（第一百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」に、「の規定」を「又は第一百二十六条の二十四第二項（第一百二十六条の二十五第四項（第一百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び第一百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第一号中「又は第一百十五条」を「、第一百十五条、第一百二十六条の三第五項又は第一百二十六条の八」に改める。

第一百四十七条第二号中「及び第一百十八条第四項」を「、第一百十八条第四項、第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十二第四項、第一百二十六条の三十八第七項、第一百二十七条の二第二項及び第一百二十八条の

二第二項」に改め、「第九十六条第三項」、「第九十七条第二項」及び「第九十八条第二項」の下に「（第一百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」を、「第一百七条第二項」の下に「（第一百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。）」を、「第一百二十三条第一項」の下に「（第一百二十六条の二十七第二項、第一百二十六条の三十五第三項）」を加える。

第一百四十八条を次のように改める。

第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第五十五条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第一百四十九条第一項第一号中「第一百四十二条」を「第一百四十二条の二又は第一百四十三条」に改め、同項第二号イ中「金融機関代理業者」を「金融機関代理業者等」に改め、同号中ハを二とし、口をハとし、イの次に次のように加える。

□ 業務を執行する社員（法人に限る。）

第一百五十条第一項中「第一百四十二条」の下に「又は第一百四十二条の二」を加え、同条第二項中「第一百四十二条」の下に「（第一百四十二条第一項又は第二項に係る部分に限る。）」を加える。

第一百五十二条第一項中「金融機関又は銀行持株会社等の取締役、執行役又は理事」を「金融機関等又は特定持株会社等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）、日本における代表者又はこれらに準ずる者」に改め、同項第二号中「第五十八条の二第二項」の下に「又は第一百三十七条の四」を加え、同項第二号中「及び第一百一条第七項」を「第一百一条第七項、第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十二第四項及び第一百二十六条の三十八第七項」に、「又は同条第七項」を「同条第七項、第一百二十六条の二十五第三項（第一百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）、第一百二十六条の二十六第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第七項」に改め、同項第四号中「第一百七条の三第二項」及び「第一百七条の四第二項」の下に「（第一百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「又は同条第五項」を「若しくは同条第五項、第一百二十六条の二十五第一項（第一百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）又は第一百二十六条の二十六第一項（同条第四項において準用する場

合を含む。）若しくは同条第五項」に改め、「内閣総理大臣の」を削り、同項第七号中「金融整理管財人」の下に「又は第一百二十六条の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同条第二項中「金融整理管財人」の下に「又は特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を、「第七十五条」の下に「又は第一百二十六条の七」を、「処分」の下に「又は特定管理を命ずる処分」を加え、「被管理金融機関の」を「被管理金融機関又は特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の理事、」に、「若しくは理事」を「業務を執行する社員若しくは日本における代表者」に改め、同条第三項中「次の各号」を「第一号から第七号まで」に改め、「金融整理管財人」の下に「又は次の各号に掲げる金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同項第三号中「第十五回各号」を「第二十二条各号」に改め、同項に次の三号を加える。

八 外国銀行支店 会社法第九百七十六条各号又は銀行法第六十五条各号

九 保険会社又は外国保険会社等 会社法第九百七十六条各号又は保険業法第三百三十三条第一項各号
若しくは第三百三十四条各号

十 会社である金融機関等（第一号から第三号まで及び第七号から前号までに掲げるものを除く。）

第一百五十二条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「金融整理管財人」の下に「又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融商品取引業者、指定親会社又は証券金融会社に対し特定管理を命ずる処分があつた場合における機構は、金融商品取引法第二百八条各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第一百五十二条第八号中「第六十条第三項」の下に「（第一百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第一百八条第四項において準用する場合を含む。」又は「第一百二十条第三項」を「、第一百八条第四項、第一百二十六条の三十一及び第一百二十六条の三十八第七項において準用する場合を含む。」、第一百二十条第三項、第一百二十六条の二十八第八項（第一百二十六条の三十一及び第一百二十六条の三十二第四項において準用する第五十九条の二第三項、第一百二十六条の三十二第四項並びに第一百二十六条の三十八第五項において準用する場合を含む。）、第一百二十六条の二十九第七項（第一百二十六条の三十一

において準用する第六十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第一百二十六条の三十八第五項において準用する第一百二十六条の二十九第七項（第一百二十六条の三十八第七項において準用する第六十二条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第七条第一項中「又は特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第一百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸收分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「係る債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十二条第一項において「預金等に係る債務等」という。）」を加える。

附則第八条第一項第一号中「事業の譲受け等」の下に「又は特定事業譲受け等」を加え、「又は第一百八条第三項」を「第一百十八条第三項、第一百二十六条の三十又は第一百二十六条の三十八第六項」に改め、「資金援助」の下に「又は特定資金援助」を加え、「と合併し」を「との合併により事業を承継し」に、「又はその預金等に係る債務」を「吸収分割により権利義務を承継し、又はその預金等に係る債務等」

に、「事業又は預金等に係る債務」を「事業、権利義務又は預金等に係る債務等」に改め、同項第一号の二中「附則第十五条の四第六項」の下に「又は附則第十五条の四の二第六項」を、「資金援助」の下に「又は特定資金援助」を加え、同項第四号中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

附則第十条第一項第一号中「及び附則第十五条の四第七項」を「、第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十二第四項、第一百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改め、「資金援助」の下に「又は特定資金援助」を加え、同項第二号中「又は特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に改め、同条第四項中「及び附則第十五条の四第七項」を「、第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十二第四項、第一百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に、「合併等」を「若しくは特定破綻金融機関等、合併等若しくは特定合併等」に改め、「再承継」の下に「若しくは第一百二十六条の三十八第二項若しくは附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継」を、「承継銀行」の下に「、特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等」を加え、「又は特別危機管理銀行」を「、特

別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」に、「保有している金融機関」を「保有している金融機関等（第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）」に改め、「次項」の下に「及び附則第十条の三」を加え、同条第五項中「又は合併等」を「若しくは特定破綻金融機関等又は合併等若しくは特定合併等」に改め、「再承継」の下に「若しくは第一百二十六条の三十八第二項若しくは附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継」を、「承継銀行」の下に「特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等」を加え、「及び附則第十五条の四第七項」を「第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改める。

附則第十条の二（見出しを含む。）中「補てん」を「補填」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（根抵当権の担保すべき元本の確定）

第十条の三 資産保有金融機関は、附則第十条第四項の規定により協定銀行との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、協定銀行が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする

る場合又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、債権回収会社が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合において、その旨を官報のほかその定款で定めた方法により公告したときは、当該公告の日に、これららの契約に含まれる根抵当権の担保すべき債権の元本について、資産保有金融機関から民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求があつたものとみなす。

附則第十一条第一項中「事業の譲受け等」の下に「又は特定事業譲受け等」を加え、「預金等の払戻し」を「預金等に係る債務等の弁済」に改める。

附則第十五条の二第一項中「維持継続させる」を「維持継続させ、又は特別監視金融機関等の債務等を引き継がせ、その債務等の弁済等を円滑に行わせる」に改め、同条第三項中「又は」「若しくは」に、「とみなして」を「又は特定承継銀行（第一百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。以下この項及び附則第十五条の六第一項において同じ。）若しくは協定特定承継金融機関等である特

定承継銀行とみなして、第四十条の二「第二号」に、「第九十五条まで、」を「第九十四条まで、第九十五条及び」に、「第一百二十九条及び第一百三十三条から第一百三十五条（第一項を除く。）まで」を「（これらの規定を第一百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」、第一百二十二条、第一百二十六条の三十四（第一項第一号を除く。）、第一百二十六条の三十五（第一項を除く。）、第一百二十六条の三十六、第一百二十六条の三十九、第一百二十九条、第一百三十三条から第一百三十四条まで並びに第一百三十五条第二項及び第三項（第一百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」に改め、「において」の下に「、第四十条の二「第二号中「特別監視金融機関等及び」とあるのは「特別監視金融機関等に係るもの及び」、」とあるのは「係るもの（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）」と、第一百二十二条第一項及び第一百二十六条の三十九第一項中「又は」とあるのは「に係るもの又は」と、「もの」とあるのは「もの」（内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）」とするほか」を加え、同項第四項第一号中「第九十四条第一項各号」の下に「（第一百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第九十八条第一項」の下に「（第一百二十六条の三十六第一項各号）」を加え、同項第四号中「引き継いだ業務」の下に「又は特別監視金融機関等から引き継いだ債務等」を、「区分し、被管理金融機関」の

下に「又は特別監視金融機関等」を加え、同項第五号中「同じ。」の下に「又は特別監視金融機関等の債務等承継（特別監視金融機関等の債務等を引き継ぎ、その債務等の弁済等を円滑に行うこと）をいう。以下同じ。」を、「当該被管理金融機関」の下に「又は特別監視金融機関等」を加える。

附則第十五条の三第一項各号列記以外の部分中「処分の日」の下に「又はその債務等を引き継いだ特別監視金融機関等に係る特別監視指定の日」を、「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を加え、同項第一号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を、

「他の金融機関」の下に「又は金融機関等」を、「当該金融機関」の下に「又は金融機関等」を加え、同項第二号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を、「いう。」の下に「又は金融機関等（以下「新設分割設立金融機関等」という。）」を加え、同項第三号中「業務承継」の下に「又は当該特別監視金融機関等の債務等承継」を加え、同項第四号及び第五号中「新設分割設立銀行」の下に「又は当該特別監視金融機関等」を加え、同項第六号中「被管理金融機関」の下に「又は当該特別監視金融機関等」を、「次条第六項」の下に「又は附則第十五条の四の二第六項」を加える。

附則第十五条の四第五項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第七項中「破綻金融機

関」を「破綻金融機関」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改め、「同条第二項第一号」の下に「又は第六号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)

第十五条の四の二 特定再承継を行う金融機関等（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等（以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第一百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に承継させる吸収分割

二 新設分割設立金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

三 新設分割設立金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

四 承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関等に譲渡するもの

五 新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関等の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）
- 二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行

の資産であつたものに限る。)

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関等の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定に移された資産

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第百二十六条の二十八第四項、第七項及び第八項並びに第一百二十六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第一百二十六条の二十八第四項中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二

第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。以下同じ。）」と、第一百一十六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「係る特定破綻金融機関等」とあるのは「係る承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第一百一十六条の二十九第二項の申請が行われない場合においても、承継協定銀行の業務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関等、承継協定銀行及び特定持株会社等又は承継協定銀行に対し、書面により、特定再承継（第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該特定再承継が行われることが当該承継協定銀行が引き継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、かつ、機構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第一百二十六条の二十九第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等について、第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等（第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）又は承継協定株会社等（第一百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）又は承継協定

銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいい、そのあつせんが附則第十五条の四の二第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。）」と、第六十四条第一項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助（第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継（附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継をいう。以下同じ。）」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（同号に規定する商工組合子法人等をいう。以下同じ。）を当事者とする特定再承継」と、第六十四条の二第一項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等（第百二十六条の二十八第三項に規定する

特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等（第二条第五項第五号に掲げる会社を除く）とあるのは「特定再承継金融機関等（附則第十五条の四の二第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）又は特定再承継特定持株会社等（同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう）と、同条第二項中「充実」とあるのは「充実その他の財務内容の改善」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同条第五項中「取得優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、同条第六項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等の引受け等」と、同項第一号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「優先株式等（優先株式等、第一百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、同号に

規定する特定劣後特約付社債、株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。)」と、第六十五条中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十六条第一項中「基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「基づき合併、事業譲渡等、特定債務引受け(第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。以下同じ。)」と、「係る合併、事業譲渡等、付保預金移転」とあるのは「係る合併、事業譲渡等、特定債務引受け」と、「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、「ならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金

庫」とあるのは「株式会社である金融機関等又は特定持株会社等」と、「をいう」とあるのは「を、保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、同項第一号中「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」とあるのは「、金融機関の合併及び転換に関する法律」と、「の規定」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第一項本文の規定」と、「に規定する場合」とあるのは「又は保険業法第百六十五条の十一第二項に規定する場合」と、同条第四項中「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十七条中「付保預金移転」とあるのは「特定債務引受け」と、同条第二項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、第六十八条の二中「発行救済金融機関等」とあるのは「発行特定再承継金融機関等」と、同条第二項中「含み、銀行持株会社等にあつては、第二条

第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る」とあるのは「含む」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（当該発行特定再承継金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該発行特定再承継金融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」と、第六十八条の三第二項中「金融機関又は銀行持株会社等（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同条第三項中「又は労働金庫連合会」とあるのは「労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十五条の五第七項中「又は特別危機管理銀行」を「特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第一百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）」に、「事業若しくは」を「事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から」に改め、「債務」の下に「若しくはその不履行により我が国の金融システムの著

しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一條第一項において「預金等に係る債務等」という。）」を加え、同条第八項中「附則第十条の二」の下に「及び附則第十一條」を、「事業の譲受け等」の下に「又は特定事業譲受け等」を加え、「預金等の払戻し」を「預金等に係る債務等の弁済」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定第二号措置に係る特定認定の特例等）

第十五条の六 特定第二号措置に係る特定認定（第一百二十六条の二第一項に規定する特定認定をいう。以下この条において同じ。）に係る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、特定適格性認定等に係る特定合併等により承継され、譲渡され、又は引き受けられないものに関しては、特定承継銀行は承継銀行とみなして、附則第七条第一項、附則第十条（同条の規定に係る罰則を含む。）及び附則第二十三条第四項の規定を適用し、特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と、当該特定認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる处分とそれぞれみなし、附則第十五条の二から第十五条の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

2 特定第二号措置に係る特定認定に係る保険会社又は外国保険会社等については、保険業法第二百六十

条第二項に規定する破綻保険会社とみなして、同法附則第一条の二の三、第一条の二の五及び第一条の一の七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しつけて「（区分経理）」を付し、同条第一項第四号中「次条第一項」を「附則第十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 機構は、附則第七条第一項に規定する業務（第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第一百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第一百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第一百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。次項において同じ。）、附則第十五条の二第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付される金銭の収納（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）及び附則第

十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務に係る経理については、危機対応勘定において整理しなければならない。

2 前項の規定により危機対応勘定において整理する場合において、機構が第百二十三条第一項の規定による報告を行うときは、同項各号に掲げる事項のほか、附則第七条第一項に規定する業務に要した費用の額その他政令で定める事項を併せて報告しなければならない。

附則第十九条第一項中「前条第一項」を「附則第十八条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「附則第十八条第二項」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「第百二十六条の三十九第五項及び第二項」に、「若しくは第百二十二条第一項」を「、第百二十二条第一項若しくは第百二十六条の三十九第一項」に改め、「負担金」の下に「、特定負担金」を加える。

附則第二十二条第一項中「破綻金融機関等の事業の譲受け等」を「破綻金融機関等の事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等」に改める。

附則第二十三条第四項第一号中「限る」を「限り、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七

項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助、第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（第百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等について設けた附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るもの（第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るもの）を除く」に改め、同項第二号中「限る」を「限り、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助、第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るもの）を除く」に改め、同項第四号中「が承継銀行と合併する」を「及び承継銀行を当事者とする合併又は会社分割